

○財務省告示第二百九十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成二十五年八月二十六日に発行した利付国債の

発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年九月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百一

回、第三百二回、第三百四回、

第三百八回、第三百九回、第三

百十回、第三百十一回、第三

百二十二回、第三百二十三回、

第三百二十六回及び第三百二十

七回）及び利付国庫債券（二十

年）（第五十一回、第五十五回、

第五十七回、第六十六回、第七

十三回、第七十六回、第七十八

回、第九十六回、第一百一回、第

百五回及び第一百六回）

特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号。

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

利回り格差（第十七号に規定す

る利回りに応募した者が加算す

る数値をいう。次号において同

じ。）を競争に付して行われる入

二 発行の根拠

法律及びそ

の条項及びそ

四 発行方法

五	六	七	八	九	十	十
募	発	払	最	振	一	十
入	行	込	低	替	発	三
決	行	金	額	単	行	二
定	額	額	面	位	価	の
の			金		格	利
					日	率
						子
						の
						過
						払
						み

札による発行利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。額面金額で二億九千九百一十萬二千二百六十億八千五百四十二圓の記載又は記録による最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十五年八月二十六日平成二十年八月二十六日発行対象国債ごと、金額を出したつき、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額を加え、次の算式により算出された金額を払込

各発行対象国債の額面金額の利率の前期総額 / 100 × 各発行対象国債の償還日までの発行回数 / 365

十四 利 子

十 十 十
七 六 五

象 各 準 入 償 償
国 発 と 札 還 還
債 行 す の 金 期
の 対 る 基 額 限

(二)

る。金受居にあ者債乗金にの口るに
。額け住よるがをじ額よに座も係発
。を所又算合居非発たにりつにのる行
控得は出に住時に(一)国取、三、五を
除税外した、又はは、又はは、又はは、
すの国た、又はは、又はは、又はは、
る税率人が適当の法得人を
こをが適用を
とをが適用を
が乗じ
できた

第十号に規定する発行日後の各
と、対各象に規定する発行日後の各
算式により算出し、支払期にお
う。に当たらず、支払期にお
日。に支払う(償還期限に
同日。に支払う(償還期限に
各発行対象国債の額面金額×各
発行対象国債の利率／100×1／2

額(別表のとおり)つき百円
平成二十五年八月二十日付
日本証券業協会が発した
日頭売買参考統計表に掲載
された各発行対象国債の平均値

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第二十回）	○・九%	平成三年三月二十四日	五十億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第二十回）	一・〇%	平成三年三月二十四日	九十六億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第二十回）	一・〇%	平成九年三月二十二日	五十億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第十九回）	一・一%	平成六年三月二十二日	二百八十億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第十八回）	一・三%	平成六年三月二十二日	千五百八十億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第十四回）	一・三%	平成九年三月二十一日	十六億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第十二回）	一・四%	平成六年三月二十一日	七十六億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第十回）	一・五%	平成六年三月二十一日	八億円

（別表）

十八 元利金支 利回りの単利回りとする。
十九 払場所 日本銀行
入札参加 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十五年八月二十六日

（（利 第二付 九十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回）券	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 五十国 十年庫 七）債 回）券	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 回）券	（（利 第二付 五十国 十年庫 一）債 回）券	（（利 第十回 三年國 百）庫 二）債 十）券	（（利 第十回 三年國 百）庫 二）債 十）券	（（利 第十回 三年國 百）庫 二）債 十）券
二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 七 %	〇 ・ 九 %
日年平 六成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三 月十 二十六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	日年平 六成 月三 二十四	一年平 日三成 月三 二十四	一年平 日六成 月三 二十三	十年平 日十成 二三 月十 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二十四	日年平 六成 月三 二十四
五 億 円	六 十 二 億 円	三 百 二 億 円	三 十 八 億 円	億二 百七 十八	三 十 八 億 円	十 億 円	六 億 円	四 十 四 億 円	八 十 七 億 円	四 億 円

（利付 第二 百十 六年 回） 国庫 債券	（利付 第二 百十 五年 回） 国庫 債券	（利付 第二 百十 一年 回） 国庫 債券
二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %
九平 月成 二四 十日 年	九平 月成 二四 十日 年	三平 月成 二四 十日 年
七 十 八 億 円	五 億 円	三 百 億 円